

平成 26 年 8 月 6 日

資源 エネルギー 庁

## 再生可能エネルギー発電設備の導入状況(平成 26 年 4 月末)及び 今後の情報の公表方法についてお知らせします

資源エネルギー庁は、平成 26 年 4 月末時点の再生可能エネルギー発電設備の導入状況を取りまとめましたので、お知らせします。

また、固定価格買取制度の運用に当たり、今後一層の透明性を確保するため、各種情報公表用のウェブサイト을新たに設けました。当サイトでは、市町村別の再生可能エネルギー発電設備の導入状況等の詳細な情報を新たに公表します。

平成 26 年 4 月末時点では、太陽光発電設備の導入が順調に継続し、固定価格買取制度(以下、「本制度」という。)開始後の再生可能エネルギー発電設備の導入量は、累計で 977 万 kW となりました。

	固定価格買取 制度開始前	固定価格買取制度開始後		
	平成 24 年 6 月 末までの 累積導入量	新規認定設備 の導入量 (※1)	平成 26 年 4 月 の買取電力量	平成 26 年 4 月 の買取金額 (※2)
太陽光(住宅)(※3)	約 470 万 kW	221 万 kW	57,013 万 kWh	248 億円
太陽光(非住宅)	約 90 万 kW	736 万 kW	92,221 万 kWh	382 億円
風力	約 260 万 kW	11 万 kW	36,562 万 kWh	81 億円
中小水力	約 960 万 kW	1 万 kW	11,174 万 kWh	29 億円
地熱	約 50 万 kW	0 万 kW	30 万 kWh	0 億円
バイオマス(※4)	約 230 万 kW	9 万 kW	32,682 万 kWh	65 億円
合 計	約 2,060 万 kW	977 万 kW	229,681 万 kWh	804 億円

内訳ごとに、四捨五入しているため、合計とは必ずしも一致しない場合があります。

- ※1 「新規認定設備」とは、本制度開始後に新たに認定を受けた設備です。
- ※2 電気事業者に支払われる交付金(電気をご利用の皆様からいただく賦課金で賄われるもの)は、上表の買取金額から回避可能費用等を差し引いた金額となります。
- ※3 太陽光(住宅)について、前年度までの導入状況の公表においては、導入時期が再エネ特措法(以下、「法」という。)施行日の前か後かで分類しておりましたが、平成 26 年度からは、本制度開始後に新たに認定を受けた設備を明確に区別するため、「新規認定設備」か「移行認定設備」かの分類としました。「移行認定設備」とは法施行規則第 2 条に規定されている、法の施行の日において既に発電を開始していた設備、もしくは、法附則第 6 条第 1 項に定める特例太陽光発電設備(太陽光発電の余剰電力買取制度の下で買取対象となっていた設備)であって、本制度開始後に本制度へ移行した設備です。
- ※4 バイオマス発電設備については、前年度までの集計手法から、より実態を反映した集計手法とするため、認定時のバイオマス比率を乗じて得た推計値を集計しています。

また、平成 26 年 6 月 17 日に開催された新エネルギー小委員会での議論等を踏まえ、資源エネルギー庁では、同年 8 月 6 日より、本制度の運用に係る各種情報公表用のウェブサイトを開設します。

ウェブサイト URL : [http://www.fit.go.jp/statistics/public\\_sp.html](http://www.fit.go.jp/statistics/public_sp.html)

本サイトでは、これまで公表を行っていた全国及び都道府県別の認定及び導入状況に加え、新たに市町村別の認定及び導入状況並びに全国の電力買取状況を公表いたします。なお、本サイトの開設に伴い、今後の各種情報の公表は、本サイトの毎月の更新をもって代えさせていただきます。(平成 26 年 8 月 6 日現在、本サイトでは、平成 26 年 4 月末時点の情報をご覧ください。)

- 別紙 1 再生可能エネルギー発電設備の導入状況等について(平成 26 年 4 月末時点)
- 別紙 2 都道府県別再生可能エネルギー発電設備の認定及び導入状況(平成 26 年 4 月末時点・新規認定設備)
- 別紙 3 情報公表用ウェブサイトについて

(本発表資料のお問い合わせ先)  
資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部  
再生可能エネルギー推進室長 渡部  
担当者:岸、中川  
電話:03-3501-1511(内線 4551)  
03-3501-2342(直通)